

令和3年度制度改正について（長野県 HP より抜粋し、一部追記修正）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/03kaiseisetumei.html>

（ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス > 市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報 > 令和3年度以降の介護保険制度改正に係るお知らせ > 令和3年度介護報酬改定内容について）

今回の改正内容のうち、複数のサービスに共通する改正点について抜粋して掲載します。

1 LIFE の利活用による PDCA サイクルの推進【全サービス共通】

○介護保険最新情報 vol.931・938・951・964・973 参照

2 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実【施設系、短期入所系等】

【厚生労働省ホームページ】

人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

3 ハラスメント対策の強化【全サービス共通】

【厚生労働省ホームページ】介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

○介護保険最新情報 vol.988「介護現場におけるハラスメント事例集について（周知）」参照

4 認知症に係る取組の情報公表制度への対応【全サービス共通】

【長野県ホームページ】「介護サービス情報の公表」制度

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kohyo.html>

5 感染症対策の強化【全サービス共通】 <3年間の経過措置期間あり>

【厚生労働省ホームページ】※介護現場における感染対策の手引き等掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

6 業務継続に向けた取組の強化【全サービス共通】 <3年間の経過措置期間あり>

【厚生労働省ホームページ】※業務継続ガイドライン等掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○介護保険最新情報 Vol.926「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について」参照

○県で研修会を予定（県内4ブロック別）

7 虐待の発生又はその再発を防止するための取組【全サービス共通】＜3年間の経過措置あり＞

省令の改正に伴い、全サービス事業者において、運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」の記載が必須となります。

8 認知症基礎研修の受講の義務付け【全サービス共通（訪問介護、福祉用具貸与等を除く）】＜3年間の経過措置あり＞

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員の方々のうち、医療・福祉関係の資格を持たない職員の方に認知症介護基礎研修を受講するための措置を講じることが義務づけられます。この取組については、3年の経過措置期間と、新入職員の受講については1年の猶予期間が設けられます。また研修ですが、eラーニング等で受講しやすい環境を整えられることとなっています。

無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護除く）、福祉用具貸与及び居宅介護支援の事業者を除いた全サービス事業者について、介護に直接携わる職員の方々に認知症介護基礎研修の受講環境を整え、研修受講をしていただくようお願いします。

○令和3年6月14日付、認知症介護基礎研修受講義務付けに伴う受講対象者調査について（長野県健康福祉部介護支援課長名）参照（資料1-1）

9 事業所の事務負担軽減【全サービス共通】

【経済産業省ホームページ】押印に関する Q&A

https://www.meti.go.jp/covid-19/ouin_qa.html

その他本日の会議資料参照